

執筆者:

E-mail✉ [張 翠萍](#)E-mail✉ [林 婧](#)E-mail✉ [郭 望](#)E-mail✉ [李 源](#)

## 1. 「中華人民共和國民法典」総則編の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈<sup>1</sup>

最高人民法院、2022年2月24日公布、2022年3月1日施行、司法解釈

最高人民法院は、民法典総則編と他の各編の適用関係及び民法典と他の民事法律の適用関係等の問題を明確にするため、『中華人民共和國民法典』総則編の適用における若干の問題に関する最高人民法院の解釈(以下「本司法解釈」という。)を公布した。

本司法解釈は、全部で39条あり、9つの部分、すなわち、一般規定、民事権利能力及び民事行為能力、後見、失踪宣告及び死亡宣告、民事法律行為、代理、民事責任、訴訟時効及び附則からなる。そのうち、企業の経営活動に関係する可能性がある内容は、主に次のとおりである。

### (1) 「一般規定」について

- ① 民法典と他の民事法律の適用関係
- ② 民法典10条の「慣習」の範囲
- ③ 民事上の権利濫用に係る認定及び法律効果

### (2) 「民事法律行為」について

- ① 行為の実施により意思表示をし、かつ、民事法律行為の成立条件を充足する場合には、民法典135条の「他の形式を採用して実施した民事法律行為」として認定することが可能
- ② 錯誤、詐欺、脅迫行為の構成要件を修正
- ③ 民事法律行為が不成立であり、行為者が財産の返還、金銭への換算による補償又は損害賠償等の請求をした場合の処理規則を規定
- ④ 生じる可能性のない条件が付された民事法律行為の処理規則を規定

### (3) 「代理」について

- ① 代理権を共同で行使する代理人のうち1人以上による代理権の無断行使を無権代理として認定
- ② 急病、通信連絡の中断、感染症防止等の特段の理由を再委任における緊急状況と認定
- ③ 無権代理行為が追認されなかった場合における立証責任の分配規則を規定
- ④ 表見代理の構成要件の詳細化及び立証責任の分配規則を規定
- ⑤ 追認の意思表示の効力発生時期の確定方法を規定

### (4) 「訴訟時効」について

- ① 3年の訴訟時効期間には、訴訟時効の停止、中断に関する規定を適用することが可能。ただし、延長の規定は適用さ

<sup>1</sup> 中国語: 最高人民法院关于适用《中华人民共和国民法典》总则编若干问题的解释

れない。なお、20年の訴訟時効期間については、停止、中断の規定は適用されない。

- ② 訴訟時効が条件を満たす場合においては、再び中断することが可能

本司法解釈の適用範囲は、①民法典施行後の法律事実により生じ、かつ②本司法解釈施行後になお審理が終了していない民事事件である。本司法解釈が関わる法律問題は比較的多く、特に「民事法律行為」及び「代理」に係る規定は企業の経営活動と密接に関係しているため、留意されたい。

## 2. 行政許可事項リスト管理の全面的な実行に関する国務院弁公庁の通知<sup>2</sup>

国務院弁公庁、2022年1月10日公布、同日施行、国務院規範性文書

「放管服」<sup>3</sup>改革の深化、行政許可の権力範囲の明確化及び行政許可の運行の規範化のため、国務院弁公庁は、「行政許可事項リスト管理の全面的な実行に関する通知」(以下「本通知」という。)を公布した。本通知の主な内容は、以下のとおりである。

### (1) リスト作成計画

2022年末までに行政許可事項リスト体制を構築し、かつ、国、省、市及び県の4つのレベルの行政許可事項リストを作成して公布すること。

### (2) リスト作成要件の統一

各レベルの行政許可事項リストにおいては、事項の名称、主管部門、実施機関、設定及び実施の根拠等の基本内容を明確に記載すること。また、全国一体化政務サービスプラットフォームにおいて全国行政許可管理システムを構築し、国、省、市及び県の行政許可事項リストをすべて当該システムに組み込み、管理すること。

### (3) 変則的な許可の禁止

各地区及び部門はリスト外の行政許可の違法な実施の一律禁止を徹底し、変則的な許可の取締に注力すること。行政許可事項リスト以外で届出、証明、目録、計画、指定、認証、年度検査等の名目をもって対象者が特定の活動に従事する前に許認可を申請するよう要求することを変則的な許可と認定すること。

### (4) 行政許可手続の簡便化

企業や国民による行政許可手続の実施及び監督の実施の利便性から、全国行政許可管理システムにおいて、リスト内の行政許可事項に係るオンライン・オフライン手続の実施ルートを整理して公表し、リスト事項の検索、手続ガイドラインの照会、オンライン手続のガイド、問い合わせ、苦情相談等のサービス機能を徐々に整備すること。

本通知の別紙として、既に国レベルのリストとして「法律、行政法規、国務院の決定による行政許可事項リスト(2022年版)」が公布されている。一方、省、市及び県レベルの行政許可事項リストは、2022年末までの作成完了が見込まれている。かかるリスト管理により、企業が自身の経営活動に関わる行政許可について見通しを立てやすくなるため、既存リストを有効活用するとともに、後続のリストの作成や公布に引き続き注目する必要がある。

## 3. 労働人事紛争における仲裁と訴訟の連結に関する問題に関する人力資源社会保障部、最高人民法院の意見(一)<sup>4</sup>

人力資源社会保障部、最高人民法院、2022年2月21日公布、同日施行、部門規範性文書

<sup>2</sup> 中国語：国务院办公厅关于全面实行行政许可事项清单管理的通知

<sup>3</sup> 「放管服」とは、「簡政放権、放管結合、優化服務」の略称で、行政の簡素化・権限委譲、権限委譲と管理の両立、サービスの向上を意味している。

<sup>4</sup> 中国語：人力资源社会保障部、最高人民法院关于劳动人事争议仲裁与诉讼衔接有关问题的意见（一）

人力資源社会保障部、最高人民法院は、「労働人事紛争における仲裁と訴訟の連結メカニズム構築の強化に関する人力資源社会保障部、最高人民法院の意見」(人社部発[2017]70号)を具体化するため、2022年2月21日に「労働人事紛争仲裁及び訴訟の連結に関する問題に関する人力資源社会保障部、最高人民法院の意見(一)」(以下「本意見」という。)を共同で公布した。

本意見は、労働人事紛争における仲裁及び訴訟の連結に関する問題について、主に次のとおり意見を提示している。

#### (1) 調解合意の後続手続的保障の規範化

調解組織の主宰のもとで達成した調解合意について、当事者は、仲裁審査を申し立てることも、司法確認を申し立てることもできる。労働人事紛争仲裁委員会が調解合意の審査申立てについて受理せず、又は審査を経て調解書を作成しない場合には、一部の状況においては、当事者は、直接に訴訟を提起することができる。

#### (2) 終局的仲裁判断の範囲の明確化

2017年に公布された「労働人事紛争仲裁事件処理規則」を踏まえ、終局的仲裁判断の範囲がさらに規範化された。例えば、①「労働報酬」に法定の標準業務時間内における正常な労働の提供に係る賃金及び残業代が含まれること及び②労働関係の確認に関わる事件には終局的仲裁判断を適用しない等の問題が明確化された。

#### (3) 証拠に関する仲裁と訴訟の連結の完全化

当事者が仲裁手続において認めた証拠について、人民法院の開廷審理で裁判官による説明を経た後、証拠調べ済の証拠とみなすことができる。また、法により立証責任を負う当事者が仲裁において未提出の証拠を訴訟期間中に提出した場合には、人民法院は、当該当事者に対し理由を説明するよう要求しなければならない。

#### (4) 仲裁判断事項に関する仲裁と訴訟の連結の完全化

当事者が仲裁判断事項の一部について人民法院に対し訴訟を提起した場合、人民法院は、人民法院の事件受理範囲に該当する仲裁判断事項について、判決の主文においてそれを確認しなければならない。また、労働人事紛争仲裁委員会が法により簡易手続を適用して終局的仲裁判断を下した事件について、人民法院は、法定手続の違反を理由にそれを取り消してはならない。

#### (5) 一部の法律適用基準の統一

人力資源社会保障部、最高人民法院が共同で公布した第1次労働人事紛争典型裁判例の法律適用基準に基づき、次に関する裁判基準が明確化された。

- ① 労働者が労働契約の締結に関連して虚偽の個人情報を提供したことに起因する雇用単位による労働契約の解除
- ② 労働者の「期間の定めのない労働契約の締結とみなす」期間における2倍の賃金の主張
- ③ 雇用単位が3ヶ月間にわたって競業避止の経済補償を支払わないことに起因する労働者による競業避止合意の解除

本意見は訴訟、仲裁、調解間の連結メカニズムの完全化を図っており、これは調解合意の履行率及び仲裁終結率の向上、事件の公正かつ高効率な審理終結の促進に資するのみならず、雇用単位、労働者による自主的な法令遵守の意識を養うことにも資する。

## 4. 人民法院オンライン運行規則<sup>5</sup>

最高人民法院、2022年1月26日公布、2022年3月1日施行、規範性文書

オンライン裁判の整備を促進するため、最高人民法院は、2021年6月に「人民法院オンライン訴訟規則」を、12月に「人民法院オンライン調解規則」をそれぞれ公布した。今回公布された「人民法院オンライン運行規則」(以下「本規則」という。)は、オンライン訴訟やオンライン調解に必要な技術的サポート体制の構築を推進することにより、オンライン訴訟、オンライン調解等の司法活動をサポートし、促進することを趣旨としている。

<sup>5</sup> 中国語: 人民法院在线运行规则

総則及び附則を除き、本規則の内容は、主にシステム構築、応用方法、運行管理の3つに分けられる。

#### (1) システム構築

司法データセンターとスマート裁判所ブレインを中心とした、スマート裁判、スマート執行等を含む一連のスマート裁判所情報システムの構築が求められているほか、各システムの機能についてもそれぞれ説明されている。

#### (2) 応用方法

訴訟手続の流れに応じて、各訴訟手続において利用される個別のプラットフォーム又はシステムが具体的に紹介されている。例えば、立件の申立てにおいて、当事者は人民法院オンラインサービス、デジタル訴訟、訴訟サービスサイト等のプラットフォームを通じてオンラインで手続を行うことができる。他方、人民法院は、スマートサービスシステムにアクセスし、オンラインで立件申立ての処理、立件結果の通知等を行うことができる。

#### (3) 運行管理

各級人民法院がスマート裁判所情報システムのサイバーセキュリティ、データセキュリティ、個人情報保護及び安定運行等を確保するために講じるべき措置について規定されている。

本規則は、オンライン司法の効率性の向上及び当事者の適時かつ簡便な権利行使の保障に重要な意味を有している。また、最高人民法院は、本規則の施行に合わせて、2022年3月1日にWeChatミニプログラムの「中国移动微法院」を「人民法院オンラインサービス」として正式に昇格させた。新型コロナウイルスが蔓延し、国境を越えた人の移動が厳しく制限される中、特に外商投資企業にとっては、オンライン紛争解決メカニズムを熟知し、これをうまく活用することが極めて重要である。

## 5. 「工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法(試行)」(意見募集稿)<sup>6</sup>

工業情報化部、2022年2月10日公示、2022年2月21日まで意見募集、部門規範性文書

2021年9月1日の「データセキュリティ法」の施行に伴い、工業情報化部は、工業・情報化分野におけるデータ取扱活動を規範化し、データセキュリティ管理を強化するため、2021年9月30日に「工業・情報化分野データセキュリティ管理弁法(試行)」(意見募集稿)(以下「第1回意見募集稿」という。)を公示した。その後、工業情報化部は、第1回意見募集稿の修正・整備を行い、2022年2月10日に、再度、意見募集稿(以下「第2回意見募集稿」という。)を公示した。

第2回意見募集稿における主な修正点は、次のとおりである。

- (1) 無線通信データを適用範囲に盛り込み、監督管理機構の1つに無線通信管理機構を追加し、かつ、電磁気を受ける影響を重要データ及び核心データの判定基準に盛り込んだ。
- (2) データ分類・等級別標準について、工業・情報化分野のデータ取扱者は一般データ、重要データ及び核心データの3つの等級を基礎としてデータの類別及び等級別を細分化できる旨を定めた。
- (3) 重要データ及び核心データリスト届出制度について、第1回意見募集稿では、工業・情報化分野のデータ取扱者は、「届出内容に変更が生じた場合」には、届出変更手続をする必要がある旨の定めにとどまっていたのに対し、第2回意見募集稿では、届出変更手続をすべき条件が明確になった。すなわち、①重要データ及び核心データの類別又は規模に30%以上の変化が生じたとき、又は②他の届出内容に重大な変更が生じたときである。
- (4) データライフサイクルのセキュリティ管理について、次の規定が追加された。
  - ① 重要データ及び核心データを削除する場合には、関連主管部門に対し遅滞なく届出を更新しなければならない旨の規定
  - ② 工業・情報化分野のデータ取扱者間において、核心データの提供、移転、取扱い委託をする場合には、セキュリティリ

<sup>6</sup> 中国語：工业和信息化部领域数据安全管理办法（试行）



スクを評価し、必要なセキュリティ保護措置を講じ、かつ、地方の関連主管部門経由で工業情報化部に報告し、審査を受けなければならない旨の規定

(5) データ越境について、第 1 回意見募集稿における、核心データを越境させてはならない旨の規定が削除された。

第 2 回意見募集稿は、今後正式な法令として公布される場合、データセキュリティ分野における規制当局の監督管理活動及び企業のコンプライアンス体制の構築・改善のための重要なガイドラインとなると考えられる。

## 6. 「情報セキュリティ技術—モバイルインターネットアプリケーション(App)ライフサイクルセキュリティ管理ガイドライン(意見募集稿)」<sup>7</sup>

全国情報安全標準化技術委員会秘書処、2022 年 2 月 8 日公示、2022 年 4 月 9 日まで意見募集、国家標準

近年、モバイルインターネットアプリケーション(App)が広く活用され、生活に利便性をもたらす一方、セキュリティ上の隠れたリスクにより個人情報のセキュリティ及び App の安定的運行が不利な影響を受ける可能性も存在する。このようなセキュリティリスクを減らすために、全国情報安全標準化技術委員会秘書処は、「モバイルインターネットアプリケーション(App)ライフサイクルセキュリティ管理ガイドライン(意見募集稿)」(以下「本ガイドライン」という。)を公示した。

本ガイドラインでは、別表をもって App が直面する可能性のあるセキュリティリスクを列挙している。これには次の 3 種類が含まれるがこれらに限られない。


- (1) App 自体が悪意あるプログラムにより攻撃されるリスク
- (2) App にユーザー権益の侵害問題が存在する場合において通報を受け、又は撤去されるリスク
- (3) App のセキュリティホールが攻撃者に利用されるリスク

上記のセキュリティリスクを防止するために、本ガイドラインは、App のライフサイクルを 7 段階に分け(すなわち、ニーズ分析段階、開発設計段階、テスト・検証段階、リリース段階、インストール・運用段階、アップデート・メンテナンス段階及びサービス終了段階)、かつ、当該 7 段階のそれぞれの特徴に応じて、各段階のセキュリティ分析及びセキュリティ管理について指針を出している。例えば、ニーズ分析段階において、本ガイドラインでは、プログラム設計前におけるセキュリティに係るニーズの分析、セキュリティ説明書の作成及び評価審査等の管理活動の実施が推奨されており、また、App 開発者の参考用としてセキュリティ品質保証に関する管理措置等も列記されている。

本ガイドラインにおいては、中国での App の開発、運営過程におけるセキュリティ管理活動に関する行動指針が示されており、関連企業にとって、ある程度参考に値する。ただし、本ガイドラインは、現時点において意見募集の段階であることに留意されたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

<sup>7</sup> 中国語：信息安全技术—移动互联网应用程序（App）生命周期安全管理指南（征求意见稿）